

中部合同庁舎行政棟点検要領

1 中央監視室業務

防災監視制御装置、昇降機制御装置、電気時計制御装置、防災放送装置、電力監視制御装置、自火報制御装置、空調制御装置、給排水制御装置等、各設備の運転監視及びログプリンター、メッセージプリンター、カラーハードコピー等を活用し、記録等の収集整理を行う。

2 中央監視制御機器名

記号	名称	備考
MCU	主制御装置	
ANN	アナンシェータ	
LCD / TP	液晶ディスプレイ / タッチパネル	
PR	メッセージ / データ プリンタ	
UPS	無停電電源装置	
DSU	ディスクユニット	
NC - bus	コントロールバス	
RS	端末伝送装置	
SCM	サブコントローラマスタ	

3. 受変電設備等保守点検

(1) 真空遮断器	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)異音、異臭の有無点検	〃
(2) 断路器	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)異音、異臭の有無点検	〃
	(3)がいし汚損、損傷の有無	〃
(3) 計器用変成器	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)異音、異臭の有無点検	〃
(4) 変圧器	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)異音、異臭の有無点検	〃
	(3)温度の点検	〃
(5) 保護継電器	(1)作動表示を点検	日 1 回
	(2)異音、異臭の有無点検	〃
(6) 低圧配電盤	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)信号灯、表示灯の点検	〃
(7) 屋内幹線設備	(1)外観の点検	日 1 回
	(2)支持金物等の点検	〃
(8) 蓄電池設備 (自家発電 設備を含む)	(1)外部全般の目視点検	日 1 回
	(2)盤内各機器の点検	〃
	(3)表示灯の点検	〃
	(4)充電電圧、電流の点検	〃
	(5)負荷電圧、電流の点検	〃
	(6)電解液面等の点検、補充	〃
	(7)制御盤指示計器等の点検	〃

(9) 自家発電設備

電力設備定期点検の際に立ち合い、下記事項を確認すること

- (1)各温度計、圧力計の点検
- (2)ガバナの点検
- (3)潤滑油油面点検
- (4)燃料高圧フィルタ、低圧フィルタの点検
- (5)燃料油ストレート洗浄
- (6)潤滑油、燃料油配管点検
- (7)端子箱の点検
- (8)各部ナットの緩み点検
- (9)始動状況の点検
- (10)運転中の機器の点検
- (11)潤滑油のフィルタの点検
- (12)シールエアドレーンの点検
- (13)運転中の音、振動等の状態点検
- (14)停止指令により、停止するまでの状況点検
- (15)停止後の状態点検

4. 中部合同庁舎の設備概要

高圧受電設備		
名称	型式及び規格	数量
真空遮断器	7. 2 K V 4 0 0 A	2 台
断路器	7. 2 K V	2 台
P F 遮断器	7. 2 K V 2 0 0 A	4 台
変圧器（動力）	100KVA× 1、150KVA× 1	2 台
変圧器（電灯）	75KVA× 2	2 台
スコットトランス	3 0 K V A	1 台
制御用蓄電池	鉛蓄電池 1 0 0 A H	1 基
非常用発電機	1 2 5 K V A	1 台

5. 空調設備等保守点検

(1) 点検対象設備

別紙 2 のとおり

(2) 点検業務内容

別紙 3 のとおり「令和 5 年版建築保全業務共通仕様書」及び「令和 5 年版建築保全業務報告書作成の手引き」（共に国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき行うものとする。

なお、消耗部品の取替え程度の軽微な修理を含むものとする。

また、故障連絡のあったときは、速やかに対応するものとする。